

番号	資料番号	ページ数	ご意見	県回答
1	1-1 ~1-4	全般	計画を作成することが最終目的ではないので、リスクが高まってきている疾患が我が国に侵入してくることを想定して、どのような対策を取るべきかを、この計画に当てはめてシミュレーションして欲しい。	今後、行動計画に基づいた訓練を実施していくことを予定しております。その際に、しっかりとシミュレーションをしてみたいと考えております。
2	1-2	P6-7	国内外での注意すべき新興感染症の情報を、正確に迅速に収集して情報共有してもらおう仕組みを作って欲しい。自治体と医療機関との情報共有（連絡）方法はどのようになっているか。	情報共有の方法としては、国が整備・改修を進めている感染症発生動向調査システムやG-MIS等を活用することを考えております。
3	1-2	P10 ⑨治療薬・治療法	抗インフルエンザ薬の備蓄に言及されているが、その数量や安定的維持方法はどのようなものか？	国の通知等に基づく量を備蓄する計画としており、使用期限を鑑みながら廃棄及び追加購入をいたします。
4	1-2	P10 ⑩検査	検査については、検査キットの備蓄も行うのか？ 検査資材の備蓄は病院にも配布されるものなのか、それとも市衛生研究所で使用するものなのか？	検査キット（迅速診断キット）は新型インフルエンザ等に汎用的に使用できない可能性があるため、備蓄の対象としておりません。また、検査資材の備蓄については、県衛生研究所等で使用する物を想定しております。
5	1-2 1-3	P8 ⑤水際対策 対応期 P82 (2) 所要の対応 3-1-1	「帰国者等の健康監視を国に要請」という一文について。→「帰国者」の意は入国時の対象を指すのか、または入国後の対象者を指すのか、という点についてご教示いただきたい。	「帰国者」は入国後の対象者を指し、感染症法第15条の3第5項に基づく要請について記述したものです。
6	1-3	全般	県行動計画案のうち、政府行動計画・ガイドラインにない独自性のある内容や、特に重点的に取り組む予定の内容があれば、お示しいただきたい。	新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、ドライブスルー方式の検査所の整備や、ワクチンの小児接種等について、県独自の対応として盛り込んでおります。
7	1-3	全般	県行動計画案では、市町村の役割が各分野にわたり記述されているため、今後県内各市町村が行動計画を改定する際、内容をどのように標準化する方針か、また市町村行動計画のフォローアップを県としてどのように取りまとめる方針か、お示しいただきたい（最低限統一すべき内容をフォーマットとして示す等していただきたい）。また県行動計画が示す内容は、各市町村含め、多くの関係機関等に影響を及ぼすと考えられることから、その連携を今後どう推進されるか、十分にご検討いただきたい。	市町村行動計画の改定については、内閣感染症危機管理統括庁から手引きやガイドラインが示されると認識しております。また、関係機関との連携については、具体策を含め今後十分に検討を重ねていきたいと考えております。

番号	資料番号	ページ数	ご意見	県回答
8	1-3	全般	各種の研修・訓練等は、計画性や地域のバランス等にも配慮し、市町村を含めた関係機関と積極的に連携して実施する他、その概要や成果・課題等も共有していただきたい。	研修・訓練等については、一義的には各自治体や機関が主体となり実施するものだと考えておりますが、連携すべきところについては連携した実施を検討し、成果や課題についても共有していきたいと考えております。
9	1-3	全般	知事の総合調整の対象措置は、事実上感染症対策全般に及ぶものであるから、例えばその旨を明記したり、一部措置のみが対象となるかのような記載を避ける等し、誤解が生じることのないよう注意していただきたい。また、当該調整に対し意見を申し出る際、個別の手続き等を要するのであれば、具体化していただきたい。	統合調整についての記載箇所には、感染症法第63条の3に基づくものであることを明記しており、対象範囲についても同法の規定のとおりと考えます。また、当該調整についてご意見をいただく際には、ひとまず本県にご相談いただけたらと思います。
10	1-3	全般	まん延の防止その他の感染症対策のため必要があると考えられ、「県等」として保健所設置市が他市町村からの応援派遣を要請することも可能と読み取ったが、この場合の手続きとして、まず県所管部局にご相談させていただくことを想定してよいか、ご教示いただきたい。	保健所設置市が他市町村に応援派遣を要請する場合、当該保健所設置市と被要請市町村間の調整となると考えております。
11	1-3	全般	「業務計画」「業務継続計画」双方の記述が散見されるが、混同されている部分はないか、念のため再確認していただきたい	業務計画と業務継続計画は異なるものです。業務計画は、特措法第9条に基づき指定（地方）公共機関が作成するものです。また、業務継続計画については、新型コロナの際に国からの要請を受け、県及び市町村において策定済みと認識しております。今回の行動計画改定後に、業務継続計画の見直しを行う予定としております。なお、用語の使い方に問題はないか、確認はします。
12	1-3	全般	「医療機関等」「協定締結医療機関」などの表記において「薬局」が含まれるか不明確な表現がされており、「薬局」が含まれる場合には「薬局」を明記していただきたい。一部に「医療機関」とされているが、当然「薬局」も含まれる記載もあり、全体的に見直しをしていただきたい。	ご意見を参考に、修正いたします（144ページ9行目、170ページ8行目）。なお、「医療機関等」に薬局も含むものと考えております。
13	1-3	全般	P37「複数の対策項目に共通する横断的な視点」において記載されている内容が、個別項目で触れられていない部分がある。例えば、DXの推進で「電子カルテからの情報収集」などは総論部分には記載があるが、各論の「情報収集・分析」の項目には記載がないが、表現等を整理すべきではないか。	ご意見を参考に精査の上、必要であれば書き換えをいたします。

番号	資料番号	ページ数	ご意見	県回答
14	1-3	P27 第2部 第5章 対策推進のための 役割分担	「(3)医療機関の役割」を、「医療機関・薬局（又は医療提供施設）の役割」とし、「薬局」を含めた記載としていただきたい。	ご意見を参考に、今後書き換えを検討いたします。
15	1-3	P45 第2部 第7章 県行動計画の実 効性を確保する ための取組等	「市町村においても行動計画の見直しを行う」こととされているが、その期限はいつとするか、お示しいただきたい。	市町村行動計画の改定については、スケジュールを含め、内閣感染症危機管理統括庁から手引きやガイドラインが示されると認識しております。
16	1-3	P46 第3部 第1章 実施体制（準備 期）	「業務（継続？）計画を作成・変更する」とされているが、今般の行動計画改正を踏まえた業務（継続？）計画の変更は、県（のいずれかの機関）において実施するか、また市町村に対して実施を求めるか、ご教示いただきたい。	愛知県においては、県行動計画の改定後に、愛知県庁業務継続計画〔新型インフルエンザ等対応編〕の見直しを計画しております。市町村においても、市町村行動計画改定後に業務継続計画の見直しをご検討いただきたいと考えております。
17	1-3	P46 第3部 第1章 実施体制（準備 期）	「市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、連携協議会等を活用し、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く」とされているが、これは必須の手続きとするか（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画の変更手続きとして位置づけるものか）、ご教示いただきたい。また、市町村数は54に上り、（仮に前述の「フォーマット」が示されない場合は特に）各計画の内容も多様化する可能性がある中、十分な意見聴取は可能か、ご教示いただきたい。	県行動計画の改定時には、連携協議会に諮ることを考えております。市町村行動計画の作成・変更時には、各市町村において適切な場に諮り、学識経験者の意見を聞いていただくことを想定しております。（そのため、連携協議会「等」としております。）
18	1-3	P65 第3部 第3章 サーベイランス （準備期）	DX推進の一環として、電磁的な方法での発生届等の提出を平時から徹底するよ うな取組やその記載ができないか、ご検討いただきたい。	貴重なご意見として承ります。
19	1-3	P81 第3部 第5章 水際対策（初動 期）	2-3. 検疫所との連携等 「② 県は、検疫の強化に伴い、中部空港等及びその周辺に応じた警戒活動を行 う。」 という一文について。→「水際」には「港」も含まれることから、「中部空港 等」には名古屋、三河、衣浦といった港も含まれているという認識で良いか。	ご明察のとおりです。

番号	資料番号	ページ数	ご意見	県回答
20	1-3	P96 第3部 第7章 ワクチン（準備期）	ワクチン接種（特に集団接種）に係る訓練は、市町村はもちろん、国等も巻き込み、計画的に実施するよう努めていただきたい。	貴重なご意見として承ります。
21	1-3	P96 第3部 第7章 ワクチン（準備期）	「1-4-1接種体制」の「訓練時に想定する必要がある主な事項」の「iii」に「薬剤師」の記載をしていただきたい。 （新型コロナワクチン接種体制において、薬剤師は活動した実績がある。）	ご意見を参考に精査の上、必要であれば追記いたします。
22	1-3	P102 第3部 第8章 医療（準備期）	政府行動計画では、感染症指定医療機関や第一種協定指定医療機関などの役割が記載されている一方、県計画では、図表はあるものの役割の記載が割愛されているが、医療機関も県計画において重要な役割を担うことから、記載した方がよいのではないかと。	ご意見を参考に精査の上、必要であれば書き換えをいたします。
23	1-3	P107 第3部 第8章 医療（初動期） 他	政府行動計画の医療などの項目において、 「国は、都道府県(等)に対し(て)、・・・要請する。」の表記については、記載漏れの箇所もあり、以下のとおり表現を揃えてはどうか。 ⇒（例）「県(等)は、国からの要請に基づき、・・・整備する。」	ご意見を参考に精査の上、必要であれば書き換えをいたします。
24	1-3	P116 第3部 第9章 治療薬・治療法 （準備期）	県と国で備蓄される抗インフルエンザウイルス薬には、保健所設置市分も含まれるか、ご教示いただきたい。	保健所設置市分も含まれます。
25	1-3	P126以降 第3部 第10章 検査	「第10章検査」において、「薬局」が担う「検査キットの県民への提供」に関する記載を追加していただきたい。	ご意見を参考に追記いたします。（161ページ下から2行目）
26	1-3	P150 第3部 第11章 保健（対応期）	3-2-1. 相談対応 「適時に外部委託や県での一元化等を行う」 に保健所設置市分が含まれるか、ご教示いただきたい。	当該箇所（修正後は177ページ）は、保健所設置市分も含めた県での一元化が選択肢となりうることを記述したものです。感染症の性質や感染状況等を踏まえ、必要に応じて県で一元的に実施することを検討いたします。

番号	資料番号	ページ数	ご意見	県回答
27	1-3	P153 第3部 第11章 保健（対応期）	3-2-4. 入院調整 「保健所設置市等を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する県調整本部を設置し、管内の入院調整の一元化」とあるが、この入院調整の一元化に保健所設置市分は含まれるか、ご教示いただきたい。	当該箇所（修正後は180ページ）は、保健所設置市分も含めた県での一元化が選択肢となりうることを記述したものです。感染症の性質や感染状況等を踏まえ、必要に応じて県で一元的に実施することを検討いたします。
28	1-3	P153 第3部 第8章 保健（対応期） 他	「県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市等を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する県調整本部を設置し、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う」とありますが、県内入院調整の一元化も想定されているということでしょうか。	当該記述は、保健所設置市分も含めた県での一元化が選択肢となりうることを記述したものです。感染症の性質や感染状況等を踏まえ、必要に応じて県で一元的に実施することを検討いたします。
29	1-3	P159以降 第3部 第12章 物資	「第12章物資」において、「薬局」が担う「消毒薬・マスク等の県民への提供」に関する記載を追加していただきたい。	ご意見を参考に追記いたします。（191ページ下から7行目）
30	1-3	P159-160 第3部 第12章 物資（準備期）	県が備蓄される感染症対策物資・个人防护具等には、保健所設置市分も含まれるか、ご教示いただきたい。	「1-2. 感染症対策物資等の備蓄等」の①については、県、市町村、指定地方公共機関がそれぞれ物資を備蓄する主旨の記述です。主旨が正確に伝わるよう文言を修正いたします。（186-187ページ）
31	1-3	P161 第3部 第12章 物資（準備期）	本県の感染症対策物資の備蓄計画として、国事務連絡に基づく、都道府県の備蓄量を人口割し算出された数量が転記されているが、県内の協定締結医療機関において確保する備蓄量はおおよそ把握されているのか。 また今後、市町村としての感染対策物資の備蓄は、医療機関向けではなく、初動期において保健所等の自施設で使用する職員向けの量のみを確保すればよいのか。	協定締結医療機関における備蓄量は概ね把握しており、県においては、初動1ヶ月の必要量から、協定締結医療機関における初動1ヶ月の備蓄量を差し引いた量を備蓄する計画です。 また県備蓄は、保健所設置市を含む県内全域の医療機関分を含むため、必ずしも市町村において医療機関向けの个人防护具を備蓄していただく必要はございません。

番号	資料番号	ページ数	ご意見	県回答
32	2-1	2 評価方法について	<p>1 愛知県感染症予防計画の評価について (1) 数値以外の項目の選定基準について御教示いただきたい。 (2) 保健所設置市分は評価調書を用いて集約するというのでよいか。 (3) (2)の場合、主語が「県」又は取組の実施主体が「県」である場合、保健所設置市における評価が不要な項目や評価のポイントが異なる場合があるため、保健所設置市の評価項目について整理をしていただきたい。 (4) (2)の場合、県への提出時期はいつになるか。</p> <p>2 保健所設置市の予防計画の評価について 各保健所設置市の予防計画についても県連携協議会で取組状況の報告が必要となるが、①県予防計画に集約し報告とするのか、又は②保健所設置市ごとに資料を作成し報告をするのか。 当市としては、県予防計画に準じて予防計画を策定しているため、①を希望する。</p>	<p>1 (1)について 数値目標がある項目以外で、県として重要であると考えられる項目を選定しております。</p> <p>1 (2)及び2について 本件は県予防計画の評価方法についての検討であり、保健所設置市の予防計画については、各保健所設置市において評価方法をご検討いただいた上で、取組状況を連携協議会にてご報告いただくと理解しております。</p>
33	3	右	<p>カ 個人防護具の備蓄を行う医療機関等の薬局の締結状況が152機関(8.4%)と低いが、10月7日時点の協定締結数は2,796薬局であり、この差の理由は何か。</p>	<p>ご指摘の表は、国への報告様式に倣い、個人防護具5品目すべてについて2ヶ月分以上を備蓄する医療機関を計上しております。そのため、1品目でも2ヶ月分以上との記載がない医療機関はカウントされていないため、医療機関の種類によっては低い割合となっております。</p>
34	1-2	P6実施体制	<p>行政主導で医療機関を含めた社会インフラを支える機関の連携参加ということでしょうか？</p>	<p>行動計画においても、県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担うとしておりますので、県が主導して医療機関や指定地方公共機関と連携体制をとっていきたくと考えております。</p>
35	1-2	P6実施体制	<p>準備期から情報・人事を含めた医療機関/行政の連携訓練・一般市民への情報共有の訓練</p>	<p>行動計画においては、実効性のある訓練を実施していくことが規定されており、県においては医療機関等と連携した訓練を実施していきたいと考えております。一般市民への情報共有の訓練につきましては、今後の検討課題とさせていただきますと思います。</p>
36	1-2	P6実施体制	<p>行政・医療機関を含めた社会インフラ役割分担シナリオの具象化は必要か？</p>	<p>県や各市町村、指定地方公共機関において行動計画あるいは業務計画等を作成しており、それぞれの整合性をとることとされております。県行動計画の改定後に、市町村行動計画及び指定地方公共機関の業務計画の見直しを計画しており、今後の役割分担の具体化に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。</p>

番号	資料番号	ページ数	ご意見	県回答
37	1-2	情報共有・リスク	資料1-3のP65スキームに示されたフローと考えるが従来のコロナと変化ないように見える。情報収集分析/地域へのフィードバックという点が新型コロナウイルス感染症の際には不十分であったと考えるので仕組みづくりをしっかりと必要と考える。正確な情報が平等に伝わるようにマルチメディアで情報提供。見に基づいた情報で行政・一般経済・医療など機能不全に陥らない工夫を。	サーベイランスのフローを大きく変えるものではないですが、ご指摘いただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応時に不十分であった箇所について、特にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。情報の収集及びフィードバックについては、大きな課題であると認識しております。
38	1-2	P8水際対策	新興感染症は必ずしも水際からくるものではない。国内での発症から始まる可能性を念頭。 検疫所・1類/特定感染症医療機関との連携のみではなく、国内地域の医療機関・行政による発症者・感染/非発症者トレース協力体制の必要性を強調すべき。	行動計画については、国内発生も想定して改定案を作成しております。 また、感染者の疫学調査については、保健所及び衛生研究所等が中心となり、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査を実施していきたいと考えております。
39	1-2	P8まん延防止	行政的なキャンペーンに尽きる	新興感染症流行時には、まん延防止に資する情報発信等を確実に実施していきたいと考えております。
40	1-2	P9医療	資料1-3 P104にあるように準備病床は従来の踏襲?	県では、2024年3月に愛知県感染症予防計画を改定し、同計画に基づき県内の医療機関と医療措置協定を締結することで、新興感染症の発生時における病床や発熱外来等の医療体制確保を図っております。
41	1-2	P9医療	資料1-3 108:入院基準による担当医療機関振り分け?一般と重症というイメージではあるが、実際には各医療機関のマンパワー注力が持続できるかどうかで実効性が変わるので、臨機応変対応・相談窓口があったほうが良い。	新興感染症発生時には、感染症の性質や流行状況、医療機関の受け入れ態勢等を鑑み、柔軟な入院調整対応をしてみたいと考えております。また、県では必要に応じて受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う相談センターや、県民の不安や意見を把握するためのコールセンターを設置する計画です。
42	1-2	P9医療	検査・対処方法・薬剤といったガイドライン整備と並行が必要	今後の課題として検討させていただきます。
43	1-2	P9医療	準備期に具体的な機器整備	今年度、医療措置協定締結医療機関に対して、施設や設備整備費用を補助する事業を実施しております。
44	1-2	P9医療	各フェーズで要求される医療内容がある程度明文化	感染症の性質により必要な医療内容は多岐にわたると思われませんが、今後、ご指導をいただきながら検討していきたいと思っております。

番号	資料番号	ページ数	ご意見	県回答
45	1-2	P9医療	職員/物資確保/患者受け入れ態勢具体化は？	<p>医療人材派遣に対応いただける医療機関と医療措置協定を締結しており、新興感染症のまん延時には、それらの医療機関と連携して対処していくことを考えております。</p> <p>また、医療機関で使用する個人防護具については、医療措置協定を締結した医療機関において備蓄していただくほか、不足分について県及び国において備蓄をする計画です。</p> <p>患者受け入れ態勢は、発熱外来、後方支援を含む内容で医療措置協定を締結している医療機関と連携してまいります。</p>
46	1-2	P11保健	行政主導で医療機関を含めた社会インフラを支える機関との連携参加ができるように行政区間の情報交換・それを取りまとめる役割は必要	<p>県が主導して、医療機関及び指定地方公共機関、あるいは市町村と連携体制を構築し、訓練等を通して体制の検証・是正をしていきたいと考えております。</p>